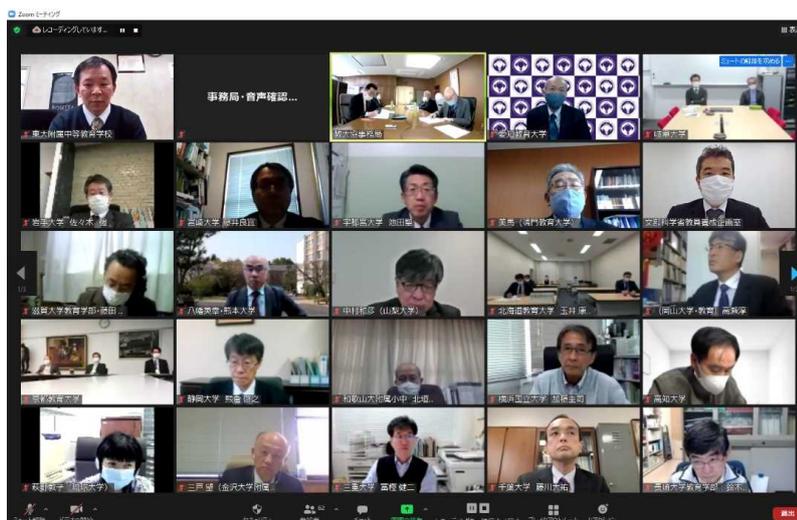


附属学校教員による児童生徒等に対するわいせつ行為への対応等に関する説明会を開催

日本教育大学協会（会長＝國分充・東京学芸大学長）は、4月16日（金）、附属学校を設置する国立教員養成系大学・学部における附属学校教員による児童生徒等に対するわいせつ行為への対応等に関する説明会をWebにて開催し、附属学校を置く国立教員養成系大学・学部の長、附属学校担当理事／労務担当理事又はその職に準ずる者をはじめとする関係者約80名が出席した。

冒頭の挨拶で國分会長は、「近年、児童生徒等にわいせつ行為を行った教員については社会問題化しており、厳正な対応が求められている中、教育職員免許法施行規則の改正により、教育職員免許法第14条の規定に基づきその旨を免許管理者に通知する際は、解雇の理由についても報告が義務付けられる等、教員免許状の管理の厳格化が進められている。また、文部科学省が教員採用権者に提供している『官報情報検索ツール』においても、教員免許状の失効又は取上げを行った者に関する情報の検索期間が3年間から大幅に延長され40年となり、各国立大学においても、適切にツールを使用することが期待されている。都道府県教育委員会や私立学校等と同様に、我が国の教員養成・研修を先導的に行う国立教員養成系大学・学部も、附属学校においてそのような事案が発生した際の厳正な対応や適切な採用が求められており、本日の説明会をこのような状況についての理解を深めるための場としたい」と述べた。

その後、文部科学省からの説明として、斎藤総合教育政策局教育人材政策課教員養成企画室長から「国立大学附属学校における教員による児童生徒に対するわいせつ行為に関する対応及び適切な教員採用の推進について」等の説明があり、最後に質疑応答を行った。



説明会の様子



事務局の様子